

令和 5 年度行政機関情報公開法施行状況調査の概要

〔調査の目的等〕

情報公開法の規定に基づき、法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行うもの。

調査対象期間 : 令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

調査対象機関 : 国の行政機関（50 機関）

1 開示請求件数

- 令和 5 年度に受け付けた開示請求は205,660 件（令和 4 年度：194,817 件、+10,843 件、+5.6%）

＊平成13年度（情報公開法施行初年度）の約4.9万件から 4 倍超

〔主な開示請求〕（→各行政機関の主な開示請求は、本文 p 2 及び事例表（資料 2）参照）

- ・不動産登記の受付状況に関する文書（法務省：約13.0万件）
- ・土木工事等の設計書に関する文書（国土交通省：約 8 千件）
- ・医薬品・医療機器の承認関係に関する文書（厚生労働省：約 4 千件）

2 開示決定等の件数

- 令和 5 年度に行った開示決定等は192,569 件（令和 4 年度：185,673 件、+6,896 件、+ 3.7%）

【内訳】 全部開示	26,971件（14.0%）	} （→不開示の理由は、本文p6～8参照）
一部開示	161,637件（83.9%）	
不開示（※）	3,961件（ 2.1%）	
（※）文書不存在、形式不備等含む		

3 開示決定等の期限の遵守状況

- 令和5年度に開示決定等を行った192,569件の開示決定等の時期に係る状況は次のとおり。

延長を行わず30日以内に決定	175,461件 (91.1%)
10条2項に基づき延長した期限までに決定	11,816件 (6.1%)
11条に基づき特例延長した期限までに決定	5,049件 (2.6%)
期限を超過して決定	243件 (0.1%)

＊令和4年度は、開示決定等を行った185,673件のうち、開示決定等の期限を超過したものは295件（0.2%）

〔期限超過の主な理由〕（→各行政機関における期限超過の内訳や理由は、本文p3～6、内訳表（資料1）及び事例表（資料3～8）参照）
対象文書が大量であったこと、不開示箇所が想定より多く、審査に時間を要したこと、第三者意見照会等に時間を要したこと、担当する課室において開示請求案件が多く開示請求以外の業務也多忙であったこと など。

→ 〔関係行政機関における再発防止策〕

事務処理についての的確な見通しを立てることができるよう情報公開窓口と担当部局との連携を強化し進行管理を徹底する、文書の量や作業の見通しに応じて柔軟に体制を強化する、課室内で進捗状況を共有し優先順位を付けつつ事務処理を行う など。

4 審査請求の件数と処理の状況

- 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての令和5年度における審査請求は3,662件
（令和4年度：6,764件、▲3,102件、▲45.9%）
- 令和5年度の処理対象件数（前年度からの継続案件含む）は8,605件、このうち裁決を行ったのは3,132件
＊令和4年度は、処理対象件数は13,085件で、このうち裁決を行ったのは7,980件
- 情報公開・個人情報保護審査会の答申を経て裁決に至ったものは891件。そのうち約2割（213件）が、審査請求に理由があるとして全部又は一部を認容。
（※）審査請求に係る裁決に際しては、不適法却下の場合等を除き、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することとされている。